沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第１項（第42条の９第１項の表の第５号）	10393	法規別表六の二(十一)「28」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却の項中「又は平成24年旧措置法第68条の14第１項」を削り、「別表十六（九)「20」」を「別表十六(九)「８」」に改め、「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、同表沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は平成24年旧措置法第42条の10第２項」及び「又は平成24年旧措置法第42条の10第３項」を削り、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項中「別表十六（九)「20」」を「別表十六(九)「８」」に改め、「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	平成25年旧措置法第68条の15の２第１項	10296	法規別表六の二(十四)「22」の欄の金額
	第68条の15の２第１項	10423	法規別表六の二(十四)「22」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の３第１項（償却費）	10424	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10425	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	10426	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除	第68条の15の３第２項	10427	法規別表六の二(十五)「17」の欄の金額
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の４第１項（償却費）	10428	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10429	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	10430	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の４第２項	10431	法規別表六の二(十六)「27」の欄の金額
	第68条の15の４第３項	10432	法規別表六の二(十六)「36」の欄の金額
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の５第１項	10433	法規別表六の二(十七)「18」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項、船舶の特別償却の項、関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項、地震防災対策用資産の特別償却の項、集積区域における集積産業用資産の特別償却の項、事業革新設備等の特別償却の項及び共同利用施設の特別償却の項を次のように改める。

公害防止用設備の特別償却	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成23年旧措置法」という。）第68条の16第１項の表の第１号）	10088	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成24年旧措置法第68条の16第１項の表の第１号）	10299	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の16第１項の表の第１号（償却費）	10395	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の16第１項の表の第１号）	10396	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第１号）	10397	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
船舶の特別償却	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号）	10091	法規別表十六(九)「９」の欄の金額